

## 第2回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

○日 時 平成31年3月7日（木）午後1時35分から午後3時15分

○会 場 栃木市役所 3階 301会議室

○出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、児玉委員、諏訪委員

事務局 総務部長

契約検査課長

契約検査課契約係長

契約検査課契約係職員3名

○議 題 （1）入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

（2）抽出事案についての審議

（3）平成30年度の入札契約制度について

（4）その他

### ○会議の概要

（1）入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

委員長： 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を願いたい。

事務局： 入札及び契約手続きの運用状況等について資料に基づき報告。

発注工事状況（平成30年8月1日から平成31年1月31日）

総契約件数 165件

契約金額 2,506,215,600円

落札率 96.45%

内訳 条件付一般競争入札 32件

契約金額 1,542,466,800円

落札率 96.68%

指名競争入札 133件

契約金額 963,748,800円

落札率 96.39%

指名停止の運用状況 2件

談合情報対応状況 0件

委員長： 報告された件について、質問、意見はあるか。

委員： 不落と不調があり、指名業者5者のうち4者が辞退ということだが、どのような事情だったのか。

事務局： 辞退した4者に理由を聞いてはいないが、No.14の不落については、入札をしたけれども金額が予定価格を上回ったということである。その入札した金額につ

いては、No.13に入札するつもりで、誤ってNo.14に入札してしまったということである。No.30の不調についても、辞退した理由は聞いてはいないが、応札しなかった理由については技術者がいなかった、もしくは積算した金額と合わなかったから辞退したと史料している。

委員：この工事はどうなったのか。

事務局：No.14については、随意契約によって契約を締結し工事を施工している。No.30については、No.34で再度入札しており、工事を施工している。

副委員長：指名競争入札のNo.134と135だが、いずれも同じ様に辞退が4者出ており、指名業者数もそう多くはないなか、かなりの率で辞退されている。落札率が98.88%と99.31%で平均の落札率をかなり上回っているが、何か問題点があるのかどうか、あるいは何か調査されたのかどうかを伺いたい。

事務局：まず、No.134、135については、両方とも消防施設ということで、栃木市ではそもそも発注する工事の種類としては珍しい工事で、特殊なものという事情がある。また、落札した業者については、それぞれ消防施設に特化した業者ではなく、どちらかという水道施設や管工事の業者が落札したということで、消防施設に不慣れなところがあるから金額が少し高かったのではないかと史料される。

副委員長：個別に辞退した会社等に事情聴取したとかそういうことなのか。単なる推測なのか。

事務局：辞退の理由については確認していない。栃木市に消防施設で登録のある業者で消防施設をメインでやっている業者というのは10者のうち2者だけであり、それ以外については、管工事や水道施設がメインの業者が登録されているところであり、今回落札した業者も消防施設がメインの業者ではないから、金額が高かったのではないかと史料される。

委員：造園業者が指名停止になったということだが、市内の造園業者は何社あるのか。

事務局：市内に造園の登録のある業者は22者である。

委員長：指名停止について、贈賄で6か月、不正又は不誠実な行為で5か月の指名停止となっているが、ルールがあるのか。

事務局：贈賄についてだが、指名停止を受けたそもそもの発注の工事が国土交通省発注の工事で、本市内で発生した工事ではないということで、指名停止基準に照らし合わせて6か月ということになっている。それが仮に栃木市発注の工事であった場合には9か月になる。

委員：指名停止になっている業者は栃木市以外にも指名停止になっているのか。

事務局：栃木市以外の指名停止の情報についてはわからないが、栃木市でこういった業者を指名停止にしたということは、県を通じて県内各市町へ情報提供している。その情報を踏まえて、各市町での指名停止の基準に該当するようであれば、それぞれ指名停止を行うというかたちになっている。

委員長： それでは、入札及び契約手続きの運用状況等についての報告については、了承ということによろしいか。

<<一同了承>>

## (2) 抽出事案についての審議

委員長： 抽出を担当された委員より抽出理由の説明をお願いしたい。

委員： 条件付一般競争入札について2件、指名競争入札について2件となる。条件付一般競争入札については、No.20とNo.23を抽出した、No.20は金額が一番大きいことを理由に抽出した。No.23は土木工事、建設工事が抽出される事案が比較的多いような印象を持っており、管工事の中から抽出した。指名競争入札については、こちらも土木工事、建設工事については避け、No.68は舗装の中から抽出し、No.100は水道施設の中から抽出した。

委員長： 審議については、1件ずつ進める。

はじめに、抽出案件①（仮称）栃木市文学館建築（市指定文化財「旧栃木町役場庁舎」改修）工事について、事務局の説明をお願いしたい。

事務局： 抽出事案①（仮称）栃木市文学館建築（市指定文化財「旧栃木町役場庁舎」改修）工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（入札参加形態、工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札価格調査基準価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

工事名が栃木市文学館建築改修工事ということだが、建物を改修して、これから文学館にするということか。

事務局： そのとおりである。

委員： 建物の外観や内部の改装が主か。

事務局： 内も外も両方だが、最初建てられた当時のままのように復原することが目的の改修である。

委員： 骨格だけ残して、壁などを取り払って新しくするという事なのか。

事務局： 元々のかたちに復原するわけだが、耐震基準を満たしていないため、中に鉄骨のフレームを組んで補強、屋根に穴をあけ建物の中に基礎をつくるようなものになるということであり、かなり特殊な構造だということは聞いている。

委員： 外面の色彩というのは、当時の趣というか、そういうものを残すのか。

事務局： はい。具材などはかなり朽ちたようなものになっていると思われる。そういうものを復原するという事で、傷みがどの程度でというようなことはまだ分からない状況である。

- 委員：壁は白漆喰か何かで、特殊な工事なのか。
- 事務局：材料等もかなり特殊である。復原する方法にも様々な方法があるようで、どの程度のものを求めるのかは確認していない。
- 委員：業者が今までの経験値を活かせないといったらおかしいが、そのような部分もでてくるのか。
- 委員長：かなり特殊な工法だということは聞いている。建物自体も大正時代の建物であるため、傷みなどもあると思う。
- 委員：入札に関しても、業者は色々悩んだらう。通常の新しい学校をつくるなど、そういう建築であれば手慣れた工事だろうが、こういう古い耐震基準を満たしていないような建物を、耐震基準を満たすようなものにして、なおかつ従来の様子を維持しながら改修するというのは経験がおそらく極端に言ったら無いと言ってもいいと思う。入札にあたって、金額を出すにあたっては、頭を悩ませたのではないか。
- 事務局：入札前に質問を受け付けるが、その時も質問の項目が多く出てきた。見積をとったのはどこからかなどの質問もあり、それは答えられる範囲で回答は出している。
- 委員：文学館ができた後は、運営は市が直接行うのか。それとも指定管理者のようにするのか。
- 事務局：庁議の場でそのような話も出たが、聞いたところによると、まだ運営方式は決まっていないということである。
- 委員長：設備工事はいろいろ刷新しなければならないところはあるのか。
- 事務局：今回は建築工事だけになるが、この後は電気工事と機械設備関係を発注予定になっている。
- 委員長：今までは何に使っていたのか。
- 事務局：旧市役所本庁舎隣にあり、別館として市役所の一部として使っていた。
- 委員長：会議室か何かにか。
- 事務局：教育委員会や農林関係があった。
- 委員長：ではこれを機に、もっと中も充実、新しくするということか。
- 事務局：新しくするということもあるが、建築当時のかたちに復原するという方向だと思う。
- 委員長：それでは、本件については了承ということによろしいか。

<<一同了承>>

- 委員長：次に、抽出事案②栃木市総合運動公園総合体育館給排水設備更新工事について、事務局の説明をお願いしたい。
- 事務局：抽出事案②栃木市総合運動公園総合体育館給排水設備更新工事について資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札価格調査基準価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 着工前の写真があるが、着工前では、和式、洋式が両方あるようだが、新しいトイレについては、全て洋式になるのか。それとも混在するようなかたちになるのか。

事務局： 1か所に1つは和式が残るようなかたちになるようである。

委員長： 改修工事は、全面的に新しくしてしまうということか、重点的に設備のどこかを改修するのか。

事務局： 今回については、給排水設備ということで、総合体育館内の給水管と排水管の更新、1階・2階のトイレの洋式化を工事するということである。そしてこの工事は次年度も予定しており、2か年にかけて行うということである。

委員長： 総合体育館というのは、できてかなり時間が経っているのか。この外観の写真を見るとかなり立派に新しそうに見えるが。

事務局： 今回、2022年の栃木県で開催される国体のために改修するということになるのだが、この体育館が建てられたのは、昭和55年に栃木県で国体が開催された際であり、昭和54年くらいの竣工だと思われる。40年弱は経過している施設になる。

委員長： それでは、本件については了承ということによろしいか。

<<一同了承>>

委員長： 次に、抽出事案③公共下水道舗装本復旧工事（市道22169号線外）について、事務局の説明をお願いしたい。

事務局： 抽出事案③公共下水道舗装本復旧工事（市道22169号線外）について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長： ただいまの説明について、質問、意見はあるか。

委員： 本復旧工事というのは、本工事以外にもいくつかあり、かなり予定価格にバラつきがあるが、総延長や工事規模などによって金額が変わってくるということなのか。工事の難易度そのものはあまり変わらないということなのか。

事務局： 延長と幅員と工事の規模によって、それぞれ金額は変わってくるものである。

委員： 工事格付がAである。

事務局： 栃木市建設工事請負業者選定要綱運用基準で、予定価格が1,500万円以上

の場合はA級の業者を指名するという事になっている。

委員： 入札価格が7者とも似たような金額であるが。

事務局： 業者が使用している積算ソフトの性能も上がっており、また、市で積算している単価などは県に準じているところで、その内容についても公表されている。そういったものを使って性能の高いソフトを使えば、おのずと金額も同じ様になってくる。

委員： あとは、会社の間接費をどれだけ入れるか。そのあたりで差がついてくるくらいか。

副委員長： そこまで金額が接近してくると、同じ市内だけの問題だが、地理的要件を勘案する意味があるのか。地理的要件を入れていく意味というのがまだ大きいのか。それとも舗装工事など地域に密着したような工事に関しては重視していくなどの傾向はあるのか。

事務局： 工種に限らず、施工箇所に近い事務所がある業者から指名していったほうが、業者としても移動経費などが抑えられる。また、先日も業者との意見交換会を行ったが、会社の近くの工事なのに指名されなかったということがあったといった話が出た。そういったことを加味すると、やはり工事箇所に近いということで、地理的要件で業者を指名していくようになってしまうのもやぶさかではないと考える。

副委員長： 指名業者数7者の内で栃木市内でも現場に近いところを数多くして、配分しているようだが、現場地域の業者に特化してしまうのではなくて、地域に少しの割合でも配分しているということなのか。

事務局： 以前はそういったこともあったかもしれないが、今はもう、工事箇所から近いところの業者を距離で選ぶというかたちをとっている。

委員： 昔の話だが、要は業者が、自分の会社がある場所の隣でよそから来た業者がやっていることがどうも面白くないということは聞いたことがある。近くの仕事はとりたいという気持ちは強い。面子とかそういうものがあるのではないか。

副委員長： これは道路に限らず、地域要件というのはかなりウエイトを置いているのか。

事務局： そのとおりである。

副委員長： 山に近いような地域そういうところでは、あまり大きな工事が無いと思うのだが、そうするとそちらのほうに位置する会社はなかなか仕事がない。そういうような偏りの心配はないのか。

事務局： そもそも工事の発注量が栃木市内まんべんなく発注されていけばそういうことも無いと思うが、実際偏りはある。業者の受注状況を見ながら指名するようにしている。

副委員長： そもそも地域要件というものが、果たして合理的なのかどうか議論はあると思う。

- 委員長： スラグ入りの再生密粒度の工事について説明をお願いします。
- 事務局： エコスラグと書いてあるが、これは栃木市の清掃センターで、焼却灰から出た灰を特殊な方法で固めて、砂とか砕石と同じような状況のものを作る。それを舗装材と配合する時に混ぜてアスファルトの合材を作ったものがエコスラグ入りの舗装材ということになる。
- 委員長： 建設副産物などの再生事業の1つの工法。昔は捨ててしまうようなものだった。特にアスファルトというのは再生率も良い。
- 今回の工事は表層のみか。また、完成の写真にマンホールがあるが、マンホールは今回いじっているわけではないのか。
- 事務局： そのとおりである。本復旧する際に舗装計画を立てるので、マンホールの高さも必要があれば調整する。また、生活道路であり、あまり大型交通が想定されない道路になるため、表層の仕上げになっている。
- 委員長： それでは、本件については了承ということよろしいか。
- <<一同了承>>
- 委員長： 次に、抽出事案④主要地方道佐野・古河線配水管布設工事について、事務局の説明をお願いしたい。
- 事務局： 抽出事案④主要地方道佐野・古河線配水管布設工事について、資料に基づき説明。
- ～工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～
- 委員長： ただいまの説明について、質問、意見はあるか。
- 埋め戻しの土工事も入っているのか。
- 事務局： そのとおりである。
- 委員： いわゆる老朽化に伴う布設替えではなくて、安定供給を目的に新たに布設する工事というものは多いのか。それとも増えてくるものなのか。
- 事務局： 多くはないと思う。ただ栃木市は合併し、今までは旧町単位で水道事業をやっていたわけだが、安定供給というか、災害時に融通をきかせるために、このほかに栃木と大平の境のところで同じような管の接続工事をしている。また、以前は栃木と都賀の境のところで、もともと融通していたのかもしれないが、それをもっと量的に確保するようなかたちの工事をやったような経過もある。さらに、27年の災害の時に岩舟と藤岡で緊急的に管を接続して、水の供給を確保したということもあった。まだすべてが終わっているわけではないかと思われるので、似たような工事が出てくる可能性はある。
- 委員長： この地域にあった配水管が古くなったから取り換えるのではなくて、何もなくて新たにやったということか。

事務局： そのとおりである。

委員長： この地域には元々、水道管がなかったということか。

事務局： 今回の路線には入っていなかったが、両脇にある家の水の供給については、東西にある市道の方から水を引いていた。

委員長： 新しい1つの経路を作ったということか。

事務局： そのとおりである。

委員： 今、自治体では、インフラが古くなる一方で、人口は減っていくとか、色々な課題があって、効率的にインフラを供給できるように、配管を替えたり、そういったものが1つのテーマというかトレンドにはなっている。だからこういったものは、検討課題として増えていくのではないかなという気がする。

委員長： それでは、本件については了承ということでよろしいか。

<<一同了承>>

### (3) 平成30年度の入札契約制度について

委員長： 事務局から説明をお願いしたい。

事務局： 栃木市建設工事等請負業者選定要綱の一部改正について資料に基づき説明。

委員長： ただいまの説明について、質問、意見はあるか。

委員： 説明の中で、入札の競争性を高めと書いてあるわけだが、競争性を高めるために指名業者数を増やすことができるということならわかるが、減らすことができるというのはどういうことなのか。

事務局： 仮にだが、土木工事を出来る業者が市内に4者しかいないとして、それでは足りないからといって、市外の業者を1者入れるということよりも、4者の市内業者でやったほうが、市内にお金が落ちるようになり、地域貢献もできる。そういったときのために、減らすことができるというかたちになっている。安易に市外業者を入れないようにする配慮である。

委員： 5者以下しかいないような場合というのは多くあるのか。

事務局： 絶対にはないとは言いきれない。工種によってはそもそも登録の業者数が少ない工種もある。

事務局： 案件の多い土木一式、建築、舗装、水道、電気、管の工種においては業者がいないということはない。実質的に5者を下回るような工種は、屋根とか塗装とか特殊なもので、市内業者が少ないため、そういう場合のための予防的な措置のようなことで、マイナスもできるようにしている。

委員： 競争性を高めるとうたっているわけだから、基本的に増えるほうか。

事務局： はい。必要以上にマイナスにすることはない。

委員： 私も同じ様な印象、疑問を持った。一般の方に皆さんは説明する必要があると思う。結局確認だが、500万円未満に関しては、指名業者数が4者になること



もあるということか。

事務局： 絶対ないとは言えない。

委員： 今まで、5者以上と言い張っておきながら、これからは4者になることもあると改正すると。競争性を高めると言っておきながら、そういうふうなことになるわけだから、やはりそこはきちんと説明できるようにしておかなければいけないと思う。また、一部の工種を除き、業者の数は確保されているということであるなら、普通ここでは予定価格で場合分けするのではなくて、工種によって場合分けをするという考え方ならば理解できると思うのだが、価格で場合分けする理由がよく分からないとなると思う。そこは一般の方にもきちんと説明できるようにしたほうが良いかなと思う。

委員長： 条文として、業者がきちんと分かるのか。10者以上とするとやっているわけだけれども、例えば8者しかいなかったら成り立たないとそういう意味なのか。入札参加してくださいと指名するわけではないから、何者になるか分からない。10者未満のこともある。その時はやり直しという意味か。

事務局： 10者以上参加できるような要件設定を行うということである。

委員長： 入札参加の有資格者が10者以上になるように設定するとそういう意味か。実際に一般競争入札のときに今まで5者という枠で具合が悪いことはあったのか。

事務局： 一般競争入札においては5者以上ということで、実質的には支障はなかったと思う。ただ、今回、指名の方で500万円以上になると最高で9者指名が可能ということになるため、それを上回る金額の一般競争入札で9者を下回るような数になってくると望ましくないということで、最低でも10者以上とした。

委員長： 今まで5者以上ということでやっていたけれども、今後は10者以上にするということは、結局今まで5者という縛りはあったけれども、実質的には10者以上になるようなものだったということか。だから5者と縛っても今の状態から言えば10者にしてもそう変わらないということか。

委員： 何者集まるか集まらないかということが事象ということではなくて、先ほどの例みたいに何者も集めたのに、応札価格が10万円も変わらないという、しかもその微妙に金額が分けられていて、かなり奇跡に近い応札価格になっているというのを事象としてとらえるかという問題だと思う。

委員長： 栃木市は予定価格が事後公表であったか。

事務局： 事前公表である。

委員長： それでは、了承ということよろしいか。

<<一同了承>>

#### (4) その他

— なし —

～ 終了 ～